

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	66.8
非正規労働者	70.2
全ての労働者	63.2

対象期間：2022年4月1日から2023年3月31日まで

賃金：基本給、各種手当（残業手当含む）、賞与等を含み、退職金を除く。

正規労働者：正社員については、従事する職務の内容全てを含む（総合職・一般職・作業職）

非正規社員：有期雇用社員・パート・嘱託を含み、派遣社員を除く。

尚、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。

差異についての補足事項：

正規労働者のうち、最も差異が生じているのは、総合職の管理職（係長級以上）であり男女の賃金の賃金差異は、66.3%である。また、総合職における管理職女性の割合も1.4%と少なく、総合職の管理職（係長級以上）への女性登用を計画的に推進していく。